訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年度（令和 6 年度）の医療保険改定に伴い、当事業所では、オンライン資格確認を活用し、利用者様の診療情報等を取得・活用することで、質の高い訪問看護の提供に努めております。

オンライン資格確認によって得られた診療情報等（薬剤情報、手術情報、特定健診情報）を、看護師等が訪問看護時に確認できる体制を整備し、訪問看護に活用いたします。

また、マイナ保険証の利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い訪問看護を提供できるよう取り組んでおります。

これにより、利用者様の状態に応じた適切な訪問看護を提供するとともに、訪問看護医療 DX 情報活用加算を算定いたします。

※DX とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えることです。

【対象者】

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）を算定している方が対象。（精神科訪問看護の方も含む）

【算定費用】

訪問看護医療 DX 情報活用加算（月 1 回：5 点［50 円］）

【施設基準】

当事業所は、訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る施設基準について、以下の要件を満たしております。

（１）訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成４年厚生省令第５号）第１条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている訪問看護ステーションであること。

（２）健康保険法第３条第 13 項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有している訪問看護ステーションであること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて、運用開始日の登録 を行うこと。

（３）居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。

（４）医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

（５）（４）の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

今後も、医療 DX 情報を通じて利用者様の診療情報等を適切に活用し、より質の高い訪問看護サービスの提供に努めてまいります。

2026 年 10 月

公益社団法人 教育・ヘルスケア振興節英会
訪問看護ステーション節愛